

HOTEL
OLE
INN

ご 利 用 案 内

•

Guestroom Guide

•

客房使用指南

•

객실 이용 가이드

宿 泊 約 款

Terms and Conditions for Accommodation Contracts

(適用範囲)
第１条　当ホテルが宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によるものとします。
2　当ホテルが、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとします。

(宿泊契約の申込み)
第２条　当ホテルに宿泊契約の申し込みをしようとする者は、次の事項を当ホテルに申し出ていただきます。
(1)宿泊者名
(2)宿泊日及び到着予定時刻
(3)宿泊料金(原則として別表第1の基本宿泊料による。)
(4)その他当ホテルが必要と認める事項
2　宿泊客が、宿泊中に前項第2号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当ホテルは、その申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申込みがあったものとして処理します。

(宿泊契約の成立等)
第３条　宿泊契約は、当ホテルが前条の申込みを承諾したときに成立するものとします。
2　前項の規定により宿泊契約が成立したときは、宿泊期間の基本宿泊料(別表第1)を限度として当ホテルが定める申込金を、当ホテルが指定する日までに、お支払いいただきます。
3　申込金は、まず、宿泊客が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し、第6条及び第18条の規定を適用する事態が生じたときは、違約金に次いで賠償金の順序で充当し、残額があれば、第12条の規定による料金の支払いの際に返還します。
4　第2項の申込金を同項の規定により当ホテルが指定した日までにお支払いいただけない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとします。ただし、申込金の支払期日を指定するに当たり、当ホテルがその旨を宿泊客に告知した場合に限ります。

(申込金の支払いを要しないこととする特約)
第４条　前条第2項の規定にかかわらず、当ホテルは、宿泊契約の成立後同項の申込金の支払いを要しないこととする特約に応じることがあります。
2　宿泊契約の申込みを承諾するに当たり、当ホテルが前条第2項の申込金の支払いを求めなかった場合及び当該申込金に支払期日を指定しなかった場合は、前項の特約に応じたものとして取り扱います。

(宿泊契約締結の拒否)
第５条　当ホテルは、次にあげる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。
(1)宿泊の申込みが、この約款によらないとき。
(2)満室(員)により客室の余裕がないとき。
(3)宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。
(4)宿泊の申込みをしようとする者、若しくは宿泊しようとする者が、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」(平成4年3月1日施行)、による指定暴力団および指定暴力団員等(以下「暴力団」および「暴力団員」とする)またはその関係者、その他反社会的勢力であるとき。
(5)宿泊しようとする者が暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人、その他の団体であるとき。
(6)宿泊しようとする者が法人で、その役員のうちに暴力団員に該当する者があるとき。
(7)宿泊しようとする者が、当ホテル若しくは当ホテル従業員に対して暴力的要求行為を行い、あるいは合理的範囲を超える負担を要求したとき。
(8)明らかに精神病者と認められ、且つ適当な保護者のない者又は泥酔者が宿泊される場合、喧嘩し他の宿泊者に危惧の念を抱かせもしくは安眠を妨害する癖があると認められるもの。
(9)宿泊をしようとする者の健康状態、もしくは携帯品等によって他の宿泊者に危惧の念を抱かせる癖があるもの。
(10)宿泊しようとする者が、伝染病者であると明らかに認められるとき。
(11)天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。
(12)静岡県旅館業法施行条例第5条の規定する場合に該当するとき。

(宿泊客の契約解除権)
第６条　宿泊客は、当ホテルに申し出て、宿泊契約を解除することができます。
2　当ホテルは、宿泊客が、その都合により、またはその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部又は一部を解除した場合(第3条第2項の規定により当ホテルが申込金の支払期日を指定してその支払を求めた場合であって、その支払より前に宿泊客が宿泊契約を解除したときを除きます。)は、別表第2に掲げるところにより、違約金を申し受けます。ただし、当ホテルが第4条第1項の特約に応じた場合にあっては、その特約に応じるに当たって、宿泊客が宿泊契約を解除したときの違約金支払義務について、当ホテルが宿泊客に告知したときに限ります。
3　当ホテルは、宿泊客が事前の連絡なく宿泊当日の午後8時(あらかじめ到着予定時刻が明示されている場合は、その時刻を2時間経過した時刻)になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし、宿泊客の責めに帰すべき事由による解除として扱う場合があります。

(当ホテルの契約解除権)
第７条　当ホテルは、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。
(1)宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、又は同行為をしたと認められるとき。
(2)宿泊客が伝染病者であると明らかに認められるとき。
(3)天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき。
(4)「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」(平成4年3月1日施行)による指定暴力団および指定暴力団員等(以下「暴力団」および「暴力団員」)またはその関係者、その他反社会的勢力であるとき。
(5)暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人、その他の団体であるとき。
(6)法人で、その役員のうちに暴力団員に該当する者があるとき。
(7)宿泊客が、当ホテル若しくはホテル従業員に対して暴力的要求行為を行い、あるいは合理的範囲を超える負担を要求したとき。
(8)静岡県旅館業法施行条例第5条の規定する場合に該当するとき。
(9)寝室での寝たばこ、消防用設備等に対するいたずら、その他当ホテルが定める利用規則の禁止事項(火災予防上必要なものに限る。)に従わないとき。
2　当ホテルが前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、宿泊客がいまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金はいただきません。

(宿泊の登録)
第８条　宿泊客は、宿泊日当日、当ホテルのフロントにおいて、次の事項を登録していただきます。
(1)宿泊客の氏名、性別、住所及び職業
(2)外国人にあっては、国籍、旅券番号、入国地及び入国年月日
(3)その他当ホテルが必要と認める事項
なお、ご記入いただいた個人情報につきましては、ご宿泊の目的の達成に必要な場合及び次の場合においてのみ利用し、目的以外に使用することはありません。
①お客様からのお問い合わせに対して当ホテルから回答等をする必要が生じた場合
②当ホテルが何らかの理由でお客様に連絡をとる必要が生じた場合
2　宿泊客が第12条の料金の支払いを、旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等通貨に代わり得る方法により行おうとするときは、あらかじめ、前項の登録時にそれらを提示していただきます。

(客室の使用時間)
第９条　宿泊客が当ホテルの客室を使用できる時間は、午後3時から翌朝11時までとします。ただし、連続して宿泊する場合においては、到着日及び出発日を除き、終日使用することができます。
2　当ホテルは、前項の規定にかかわらず、同項に定める時間外の客室の使用に応じることがあります。この場合には次に掲げる追加料金を申し受けます。
・チェックイン予定日の午後3時以前、1時間につき2,000円
・チェックアウト予定日の午前11時以降、1時間につき2,000円
　午後1時以降、1時間につき4,000円

(利用規則の遵守)
第10条　宿泊客は、当ホテル内においては、当ホテルが定めてホテル内に掲示・閲覧した利用規則に従っていただきます。
1　ホテルに他のお客様の迷惑になるようなものをお持込みにならないで下さい。
犬(盲導犬等は除く)・猫・小鳥・その他の動物、発火または引火性のもの、悪臭を発するもの、その他法令で所持を禁じられるものを持ち込まないで下さい。
2　ホテル内でとばくや風紀、治安を乱すような行為、他のお客様の迷惑になるような言動はなさらないで下さい。
3　ホテル内の施設、備品の現状を変更してご利用なさらないで下さい。
4　ホテルで許可なく客室を営業行為などの宿泊以外の目的にご使用にならないで下さい。
5　ホテルで許可なく広告、宣伝物を配布、品物の販売をしないで下さい。
6　廊下やロビーなどに所持品を放置なさらないで下さい。
7　館内着、室内着、スリッパで廊下等、客室、大浴場、ラウンジ、朝食会場(2階)以外の施設をご利用なさらないで下さい。
8　不可抗力以外の事由により建造物、備品、その他の物品を損傷、汚染、あるいは紛失させた場合は、相当額を弁償して頂きます。

(営業時間)
第11条　当ホテルの主な施設等の営業時間は次のとおりとし、その他の施設等の詳しい営業時間は備付パンフレット、各所の掲示、客室内のホテルインフォメーション等でご案内いたします。
(1)フロント・キャッシャー等サービス時間
門限…なし
フロントデスク…24時間
(2)飲食施設営業時間
・2階「ラウンジ」朝食バイキング…6時～9時30分
・14階天然温泉大浴場…午後3時～翌午前10時
　大浴場内サウナ
2　前項の時間は、必要やむを得ない場合には臨時に変更することがあります。その場合には、適当な方法をもってお知らせします。

(料金の支払い)
第12条　宿泊客が支払うべき宿泊料金等の内訳及びその算定方法は、別表第1に掲げるところによります。
2　前項の宿泊料金等の支払いは、通貨又は当ホテルが認めた旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等これに代わり得る方法により、宿泊客の出発の際又は当ホテルが請求したとき、フロントにおいて行っていただきます。
3　当ホテルが宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けます。

(当ホテルの責任)
第13条　当ホテルは、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行に当たり、又はそれらの不履行により宿泊客に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、それが当ホテルの責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。
2　当ホテルは、消防法令に適合しているホテルとして「防火優良認定証」を表示しておりますが、万一の火災等に対処するため、旅館賠償責任保険に加入しております。

(契約した客室の提供ができないときの取扱い)
第14条　当ホテルは、宿泊客に契約した客室を提供できないときは、宿泊客の了解を得て、できる限り同一の条件による他の宿泊施設を斡旋するものとします。
2　当ホテルは、前項の規定にかかわらず他の宿泊施設の斡旋ができないときは、違約金相当額の補償料を宿泊客に支払い、その補償料は損害賠償額に充当します。ただし、客室が提供できないことについて、当ホテルの責めに帰すべき事由がないときは、補償料は支払いません。

(寄託物等の取扱い)
第15条　宿泊客がフロントにお預けになった物品又は現金並びに貴重品について、滅失、毀損等の損害が生じたときは、それが、不可抗力である場合を除き、当ホテルは、その損害を賠償します。ただし、当ホテルが損害を賠償すべき場合であっても、現金及び貴重品については、当ホテルがその種類及び価格の申告を求めた場合であって、宿泊客がそれを行わなかったときは、賠償額は15万円を限度とします。
2　宿泊客が、当ホテル内にお持ち込みになった物品又は現金並びに貴重品であってフロントにお預けにならなかったものについて、当ホテルの故意又は過失により滅失、毀損等の損害が生じたときは、当ホテルは、その損害を賠償します。ただし、宿泊客からあらかじめ種類及び価格の申告のなかったものについては、賠償額は15万円を限度とします。

(宿泊客の手荷物又は携帯品の保管)
第16条　宿泊客の手荷物が、宿泊に先立って当ホテルに到着した場合は、その到着前に当ホテルが了解したときに限って責任をもって保管し、宿泊客がフロントにおいてチェックインする際にお渡しします。
2　宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物または携帯品が当ホテルに置き忘れられていた場合において当ホテルは原則として所有者からの照会の連絡を待ちその指示を求めます。
所有者の指示がない場合又は所有者が判明しない時は、発見日を含め3ヶ月間当ホテルに保管し、その後貴重品については最寄の警察署へ届け、その他の物品については処分させていただきます。
3　置き忘れた物に対し連絡を頂いた場合、物品の確認をしたのち指定頂いたお日にちまでフロントにて保管いたします。
指定頂いたお日にちより1ヶ月を過ぎたものの物品については処分させていただきます。
お渡しについては、当ホテルに直接受け取りに来て頂くほか、着払いにてお送り致します。
4　飲食物、たばこ、マンガ・週刊誌等の雑誌は宿泊客がチェックアウトしたのち、即日処分いたします。
ただし、未開封にかぎり保管期限1日間とさせていただきます。

(駐車の責任)
第17条　宿泊客が当ホテルの駐車場をご利用になる場合、車両のキーの寄託の如何にかかわらず、当ホテルは場所をお貸しするものであって、車両の管理責任まで負うものではありません。ただし、駐車場の管理に当たり、当ホテルの故意又は過失によって損害を与えたときは、その賠償の責めに任じます。

(宿泊客の責任)
第18条　宿泊客の故意又は過失により当ホテルが損害を被ったときは、当該宿泊客は当ホテルに対し、その損害を賠償していただきます。

別表第1　宿泊料金等の算定方法
(第2条第1項、第3条第2項及び第12条第1項関係)

		内　訳
宿泊客が支払うべき総額	宿泊料金(1)	①基本宿泊料・室料 ②サービス料(①x10%) ③消費税 ④入湯税
	宿泊料金(2)	⑤飲食料及びその他の利用料金 ⑥サービス料(⑤×10%) ⑦消費税 ⑧入湯税

【備考】
1. 基本宿泊料（室料）、飲食料、及びその他の利用料金の免税については、免税点税法が改正された場合、その改正された規定によるものとします。

別表第2　違約金(第6条第2項関係)

契約解除の通知を受けた日 / 契約申込人数		不　泊	当　日	前　日	7日前	10日前
一般	9名まで	100%	80%	20%		
団体	10名～99名まで	100%	80%	50%	20%	
	100名以上	100%	100%	80%	50%	20%

(注)
1. %は、基本宿泊料に対する違約金の比率です。
2. 契約日数が短縮した場合は、その短縮日数にかかわりなく、1日分(初日)の違約金を収受します。
3. 団体客(10名以上)の一部について契約の解除があった場合、宿泊の7日前（その日より後に申込みをお引き受けした場合にはそのお引き受けした日)における宿泊人数の10%(端数が出た場合には切り上げる。)にあたる人数については、違約金はいただきません。